

調理師法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第八十一号

調理師法施行細則を廃止する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年七月奈良県規則第二十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。